

平成 24 年度 第 7 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 11 月 14 日（水）10 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

おはようございます。時間がきましたので、ただいまから税制調査会を開催します。

本日は、前回申し上げたとおり、租税特別措置の適用実態調査結果等、国際連帯税・国際課税、延滞税等の見直し、納税者利便の向上や課税の適正化等の観点からの税制当局としての検討中の項目について議論を行います。

それでは、カメラの皆さん、退室をお願いします。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

それでは、前回申し上げたとおり、租特透明化法に基づく適用実態調査結果の仮集計を取りまとめましたので、御報告いたします。

網屋政務官より簡潔に御説明お願いしたいと思います。

○網屋財務大臣政務官

それでは、租特透明化法に基づく適用実態調査の報告をします。

先般お話ししましたが、11 月初旬のベースで仮の統計というか、状況をまとめました。この分厚いものです。これは本来は、御存じのとおり、1 年間調査をやりまして、通常国会に財務大臣が提出するものです。

今回のデータを、初めに資料にしたがってお話しさせていただきますが、概要として、措置ごとの適用件数、適用総額、主な適用業種、上位 10 社の合計額となります。この中で見ていただければいいのですが、その後ろに具体的な適用状況として、個々の措置ごとの業種別・資本金階級別の件数を入れています。

ここで適用件数とは、基本的には 1 法人 1 件ですが、半年決算の場合や同じ償却の複数種類の資産に適用しているなど、複数件数に数えられています。また適用額は、例えば税額控除であれば税額控除額、特別償却であれば特別償却限度額、措置の内容に応じたものとなっており、必ずしも減税額を示しているわけではないと御理解をください。それから、単体法人と連結納税している連結法人とは分けて掲載をしています。

「資料（租特透明化法に基づく適用実態調査）」という小さいものがありますが、1 ページと 2 ページは前回と同じですので、この 3 ページを御覧いただくと、この分厚い資料から簡単にどういうことが分かるかをまとめてみました。全体の適用件数・適用額と、大法人、中小法人の内訳、資本金階級別の適用額、業種別の適用額。また、4 ページを見ますと、業種別及び資本金階級別を見やすく作っています。

3 ページを見ていただければ、大体、資本金階級別、どれぐらいのところがどれぐ

らの租特の恩恵を受けているか。業種ではどういうところか。化学工業の中には薬品も入っております。そういうことで、それをまとめたのが4ページと御理解いただければいいのではないかと思います。

今後、非常に分厚い資料ですが、各要望項目について、各省庁との折衝を含めて、更に議論を深めていくこととなりますが、この適用実態の調査も一つの材料として進めていきたいと思っています。

3ページ目で、これは全体ではなくて一つ一つの中の、研究開発税制の場合にどうなっているかという例ですので、これを言い忘れしました。ごめんなさい。そういうことです。

なお、次期通常国会に提出する報告書は、引き続き計数の精査を行った上で取りまとめます。これは去年の4月から今年の3月までの分で、それを全部の集計がとりあえず11月までに終わっていると御理解をいただければと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

続きまして、石津政務官より地方税に関し、地方団体を通じて把握しました税負担軽減措置等の適用状況について御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○石津総務大臣政務官

おはようございます。それでは、私から説明をさせていただきます。

前回の会合でひな形を提出させていただきました、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等について、速報値という形ではありますが、まとめたものを資料として配付させていただいてございます。

概略を御説明申し上げます。

まず、資料を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと思います。地方税の税負担軽減措置等の適用状況等については、来年の通常国会に報告させていただく対象が2種類ございます。

1ページ目を御覧いただきたいと思います。税負担軽減措置等に該当する措置または特例ごとの適用額の総額についてでございますが、税目ごとに、平成25年度税制改正における要望項目や見直し未済項目に関わるものを掲載しております。

1ページ目から19ページ目に掲載している特例につきましては、地方税法に規定する税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたものでございます。これらは地方税に関する統計資料などにより適用実態を把握してございます。

次に、ちょっと飛びますが、20ページを御覧いただきたいと思います。適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額を、国税と同様に単体法人、連結法人別に掲載しております。これは住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人

税の租税特別措置等の直接の影響を受けるものでございます。財務大臣による法人税の適用実態調査の結果の提供を受け、影響額を推計しておるものでございます。

今後、各要望項目について、各省庁との折衝を含め、更に議論を深めていくこととなりますが、その際には税負担軽減措置等の適用状況等も一つの材料として進めてまいりたいと考えております。

なお、次期通常国会に提出する報告書につきましては、引き続き計数の精査を行った上で取りまとめていくことといたしたいと考えております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、網屋政務官及び石津政務官の説明に対し御質問・御意見がありましたら、挙手をお願いします。

近藤副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

経済産業副大臣の近藤です。網屋政務官が御説明をされた、租特透明化法に基づく適用実態調査のこの資料について、質問というか、意見です。

こちらの方は、峰崎参与初め我々が作った、法律に基づいた調査ですから、この調査自体は、集計自体はこれからの議論に付すということだと思っておりますが、この資料という3、4枚紙のこちらの方にちょっと私がひっかかるのは、いろいろ租税特別措置があります。その中で研究開発税制の話が3ページ、4ページに書かれています。この研究開発税制の適用状況について、これはこのとおりだと思うわけですが、一つ、この場できちんと確認をしておかなければいけないのは、一つの業種に偏っていないかというのが、この租特の議論のときの幾つかの原則の見直しの項目にあるわけですが、この場合、化学工業に偏っている、こういうのが如実に出ています。

しかし、是非認識をしっかりしておきたいと思うのは、これは5年前、平成19年は、最も適用を受けていたのは機械製造業です。自動車、電機です。これが断トツに多かった。ところが、リーマンショックで業種が、設備投資・研究開発を控えて、今は化学になっている。化学・医薬は、そうは言っても、量自体はそんなに増えているわけではないです。全体が下がっているから、相対的に化学工業が大きくなっています。

何を言いたいかといえ、その適用を受けている業種は、その時々によって変わっていきます。当然、経済は生き物ですから、その状況によって、この年は研究開発を多くする業種が変わるのは当然であり、その意味において偏りがあるかのような印象を受けるこの資料の作り方は一体何なのかということです。

あと、中小企業と大企業の差についてもあえて申し上げたいと思いますが、そもそも研究開発の内訳で、97%が大企業です。3%が中小企業です。その中において11%の中小企業が受けているというのも、これも見ようによって、別に大企業に偏った税

制ではないということをきちんと申し上げておきたいと思います。この資料をさっと見ると、そのような印象を与えかねないと思います。大事な点だと思います。

もう一点だけ、なぜ、この研究開発税制を特出しされたのか、私は非常に奇異に思います。と申しますのは、これを作られたのは私の郷土の高校の先輩である鎌水課長か、尊敬する伊藤調査課長か、どなたか知りませんが、大変お二方とも尊敬する方々であります。なぜ、これを取り上げたのか、よく分からない。

というのは、先日発表された四半期 GDP 調査、速報値ですが、衝撃の数字、御案内のとおりだと思います。年率換算マイナス 3.5%で、その内訳を見れば、設備投資が大幅に落ち込んでいるわけです。公共投資はプラスで、消費も冷え込む。けれども、設備投資がマイナス 3.2%と、大変大きな勢いで落ち込んでいるから全体の QE がマイナスになっている。すなわち、研究開発税制は設備投資の正に母体ですから、その要因を見れば、設備投資がなぜ落ち込んでいるかといえば、先行き不透明だということでも落ち込んでいるわけです。

このきちっとした政府税制調査会場で、設備投資減税を何か抑えるのではないかみたいな、研究開発税制はやはりだめではないかという印象を与えるようなものが出てくると、企業のマインドはますます干上がる。ここは我々としては、この景気回復というか、危機的状況を回避するためには設備投資、とりわけ研究開発税制という思いで出していることについて、租特の中でこれを狙い撃ちしているという印象を与えるかのような発表は大変よろしくない。そういうことではないですねということをあえて、この平場で発言をしたいと思います。

○大久保財務副大臣

この点に関して、網屋政務官お願いします。

○網屋財務大臣政務官

近藤副大臣、それは本当に考え過ぎで、そんなことは全くないです。

ただ、最初のポイントは大事なところで、実はこの資料に基づいて1年分しか出てこない。これは事実なのです。ですから、今、おっしゃるように、シクリカルなものは一番あるので、それはちゃんとした、そのセッションの中でお話をさせていただくことが大事です。

それから、大企業の問題も認識は一緒です。特に金額で見ると、分母が違いますから、どうしてもそうになってしまうのは当然のことですので、そういったことは踏まえた上で、ただ、一つ一つの項目がいっぱいあって、たまたま、これは大きい額だったので見やすくただけで、別に研究開発をピックアップしたというのは意図があったものではありません。

もう一つ、先ほども言いましたように、化学工業といっても、これは薬品もあればいろいろなものがあって、分ければまた変わるわけですから、別にそういう意図があることは全くないので、そこは御心配なく。

それから、経済状況に関するいろいろな認識というのは、これは同じ認識を持っていますので、それはそれとして踏まえて議論はしたいと思っています。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

大前提として聞きたいのですが、この調査結果は、前回も確認したのですが、昨年の4月1日から今年の3月31日までに適用を受ける全ての租税特別措置ですね。

○網屋財務大臣政務官

そうです。

○峰崎内閣官房参与

そうすると、この中で、この年から始まった租税特別措置の改定とか、この年から新設されたものとか、そういう区別はもちろんつけられるのかどうかということです。

それと、今、近藤さんがおっしゃったように、これはたまたま、この年はこういう業種が多い、この業界が多い。それで、来年は全く同じ租税特別措置、同じ適用を受けていれば、3年に1回、適用を受けているから、今年は調査をしなくてもいいというわけではないですね。毎年出ますね。

○網屋財務大臣政務官

はい。

○峰崎内閣官房参与

そうすると、これは累年にわたって、つまり毎年毎年出ることによって、その変化というか、それもまた一つ、大きなデータだと思うので、そういった意味で、そこはある意味では我々も生きたものとして、単年度だけではなくて、これを継続して見ていく必要があるのではないかと。これが1点。

もう一つは、これがどんな効果が上がっているのかという、つまり、調査をするというのは、調査が目的ではなかったのですが、この調査を通じて、どのような効果が上がっているのかということ、これだけだとちょっと、私、見ていて、適用の実態は分かるし、量は分かるし、どういう業界やどういう資本分布になっているかということ、は分かったとしても、本当にそれが、先ほど近藤さんがおっしゃったように、我々は日本の企業が設備投資へもっと大胆に打って出ていただきたいと心から思っているのだけれども、そういうものが本当にダイナミックに捉えられるのかどうかということで、前回お話ししたのは雇用の問題について、企業である以上は、そこに従業員が何人いてというのは、データは分かりますね。

それから、できれば、いわゆるその中から、設備投資といったものが本当にどのぐらいやられているのかとか、そういったものとリンクして、ある程度、集計していかないと、なかなか難しいのではないかとという意味で、この使い方というか、初年度はどのような形でデータを出すかは別にして、そういう効果的な、我々がこの当初、租特

透明化法に託した目的がきちんと分かるような形で集約をされればと私自身は思っています。

3点目ですが、我々が租税特別措置の、かつて、こういう実態調査がないときには、減収はどのくらいですということを法人関係租特で見込み額が出てくるわけです。その見込額と実績額は結果的にどうだったのか。この見込違いは何に起因するのか。これは課税当局として、当初10億円の減収でした。ところが、ふたをあけてみたら150億円の減収だったとか、あるいは全然使われていなかったとか、それはそれで一つの結果なので、私はそういうデータも過去のデータとちゃんと照らし合わせてみて、予算の場合には決算という形になるのですが、税収の見込みとか、これはやがては租税歳出というアメリカでやっているように、この租税特別措置の問題というのは割と大きい課題なので、効果の問題と見込み違いの要因とか、こういったことは是非3点目として整理をしていただければと思います。

それから、どうしても私は、この3,000万円以下と一括りに作ってあるのですが、地元の中小企業などを見ていると、やはりちょっと作業は大変になると思うのですが、3,000万円以下と1,000万円以下というのは分けて分類していただければ非常に扱いやすい、あるいは分かりやすいのではないかと。

そういう4点、私からのコメントです。

○大久保財務副大臣

1点目の質問に対して、網屋政務官お願いします。

○網屋財務大臣政務官

今の御質問は、確かに趣旨としてはおっしゃるとおりだと思います。これは1年目ですので、最初の法律のたてつけの部分で実はそこまでカバーされていなかったという部分もあるかもしれませんが、実はここにあるのは、去年の4月から今年の3月までの分が、ぱっと一緒に出てこないわけです。ずらずらずらずと出てきますから、出てきたものを集計するのも時間がかかって、まだ全部終わっていないという状況ですから、現実的には、まだこういった税調などにデータが全部出るほど、まだ精査されていないというか、時間的な問題ももちろんありまして、それから、これは申告書を出すときに一緒に出す書類ですから、その中に、例えばあらかじめ従業員数とか規定をしておかないと、またそれに戻って、何人いるのですかと言ったら、実はものすごい、これだけでも大変なのに、ですから、それは最初に、やはり法律のたてつけの中で、今、おっしゃるような効果を求めるためにどういうものを入れるかというのは精査をして、変更するなら変更するという手続はするべきだと思います。

それから、去年始まった租特は、これは分類することは可能です。作業をやればできます。ですから、そういう意味では、いずれにしましても、先ほどの近藤副大臣の話も含めて、効果がどうかということは、やはり複数年度で、ある程度、見ていかないと、なかなか分からない。ただ、どこでもいいですが、ぱっと御覧いただければ、

ある何々税制でこうなったところは、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロといっぱいあるのです。こういう租特をそのまま残していいのかどうかという議論の大きな材料になることは事実です。例えば 155 ページ、156 ページを見ていて、全部ゼロです。ある業種で 10 億円とありますが、例えばこういったものを残すか、残さないかという議論の基礎には大きくなると思います。

ですから、おっしゃるように、せっかくやるのだから、もっといろいろなものにおおと云えばそのとおりで、そのためにはどういうデータを入れるべきか、それを事前に申告する方にちゃんと知らしめておかないと、集計のときに難しいということは御理解をいただければと思います。

○大久保財務副大臣

他に、御意見・御質問ございますか。

無いようでしたら、様々な意見がありました。本日の討議の結果及び御報告しましたデータを活用しながら、要望項目の扱いについて、今後とも議論を継続していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、国際連帯税について、外務省から要望ヒアリングの際に、榛葉副大臣に対し、直近の国際的な動向の御報告をお願いしておりました。本日はその報告をお伺いした上で御議論をしていただきたいと思います。

それでは、榛葉副大臣及び事務方より簡潔な御説明をお願いします。

○榛葉外務副大臣

伴野副大臣からお叱りを受けた国際連帯税ですが、宿題が幾つかありましたので、今日は御報告をさせていただきたいと思います。

まず、航空券連帯税ですが、我が国の在外公館を通じて調査をしましたところ、昨年御報告をしたフランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、コンゴ共和国、マリ、ブルキナファソ、ニジェールに加えて、2012 年 1 月からガボンにおいても実施をされているということが確認されています。

他方で、欧米及びアジア各国で新たに導入する動きは、今のところありません。

金融取引税ですが、昨年までは通貨取引に課税する通貨取引税が中心に議論されていたわけですが、例えば課税自主権を制限するような国際的な合意の難しさ、租税回避行動の防止、課税コスト等の問題がありまして、導入に向けた具体的な動きは見られていません。

一方で、株式や債券等を課税対象とする金融取引税については、使途は明確にされていませんが、昨年 9 月に欧州委員会が行った提案があります。

加えて、フランスのオランド大統領が今年の 8 月から株式取引等を対象とする金融取引税の導入をして、少なくとも 10%を開発とか感染症対策に充てるということを表明しているところです。

詳細について、事務方の飯田さんから説明があります。

○飯田地球規模課題総括課長

外務省の飯田です。国際連帯税をめぐる国際的な動向について、榛葉副大臣の説明を補足して御報告申し上げます。詳細は配付資料を参照願います。

本年1月からガボンが新たに導入し、合計10カ国での実施を確認したところです。導入国の多くは、仏語圏を中心とするアフリカ各国。欧米、韓国以外のアジア各国が新たに導入する動きは今のところ見られていないのは、先ほど副大臣から申し上げたとおりです。

航空券連帯税の実施国では、自国からの出発便のみを課税対象とし、到着便及びトランジット便を除外することは共通しています。例えばフランス、これは2006年に導入していますが、国際便、国内・欧州圏内便のクラスごとに異なる額を課税しており、韓国は国際貧困撲滅寄与金として、国税ではなく寄与金として、政府予算外で運用していると承知しています。また、韓国では2007年に5年間の時限立法として本件寄与金が導入されましたが、本年8月に更に5年の延長が決定されています。

使途については、大まかに言えば、いずれの国においても、途上国の保健対策に使われています。フランスでは、これまで税収の約9割をUNITAIDに拠出しており、更に2011年に、拠出先に世界基金が追加されたところです。韓国については、徴収額の約半分がUNITAIDに拠出されているところです。

航空券連帯税が航空需要に与える影響については、フランスのデータでは、導入による旅客数の減少は見られておりません。他方、そもそも航空需要は複合的な要因によって変動するもので、個別に航空券連帯税のみを取り上げて航空需要に与える影響を評価することは難しいと思われれます。

韓国では、本件寄与金について認識している国民は3割程度と言われておりますが、そのうち9割がよい制度であるという肯定的意見があるとのこと。

もう一つの国際連帯税の大きな流れである、金融取引税について御説明いたします。

開発のための資金調達、国際連帯税の枠組みにおいては、国際場裏では従来から通貨取引開発税を中心に議論が行われてきた経緯があります。開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ、国際的な枠組みですが、その下に設立された、国際金融取引に関する専門家委員会は、2010年6月に国際通貨取引税を最適な選択肢として勧告しました。

しかしながら、国際通貨取引税は、租税回避行動の防止、徴税コスト、課税自主権を制限するような国際的な合意の困難さなどが指摘されているところです。

このような中で、昨年あたりから、株式、債券、デリバティブ等への課税を行う金融取引税について、フランスやEUで動きが見られます。これが一つ、最近の大きな流れです。

フランスにおきましては、今年8月から、先ほど申し上げたような意味での金融取引税が導入されました。もともとサルコジ前大統領の下で、財政赤字削減に充当する

目的で法案が成立した経緯がありますが、本年9月、オランダ大統領は、先ほど副大臣が申し上げたとおり、国連総会一般討論演説において、同税収のうち少なくとも10%を開発及び感染症対策に充てると表明をしました。

一方、EUにおいては、昨年9月に欧州委員会から、株式、債券、デリバティブを課税対象とする金融取引税の提案がなされました。また、欧州委員会が今年3月、税収のうち3分の2をEU財源に、3分の1を各国財源にすることを公表しましたが、EUレベルにおいては開発を用途に特定しているところはありません。

この欧州委員会の提案は、イギリス等の導入反対国もあって、議論が収れんしないままであったことから、今年6月、強化された協力手続により進められることとなりました。強化された協力手続とは、一定の条件の下で、参加を希望する特定の加盟国のみで立法を行う特殊な手続として、最低9カ国の参加が必要とされています。今年10月に、既にこの強化された協力手続が想定する9カ国以上の10カ国から要請がありましたので、今後、この手続に基づいて、EU内で必要なプロセスが進行する予定です。

この金融取引税の財源や用途は、今後、関係国間で詳細が決定される見込みで、本件、国際連帯税を引っ張ってきたフランスは、オランダ大統領などの演説で、この税収の用途として開発も含めるべきであると明言していますが、ヨーロッパ各国の間には考え方に相違があり、本件は引き続き議論の推移を慎重に見守る必要があると考えています。

最後に、国際連帯税を含む革新的資金調達に関する全体的な議論について一言申し上げますと、G8の中ではアメリカ、カナダ、ロシアが、このリーディング・グループに参加しておらず、開発資金を調達するための課税制度の導入に慎重です。インド及びオブザーバーとして参加している中国は、積極的な議論に参加していません。現状においては、欧米及びアジア各国において、開発を用途とする税制度を導入する動きは活発とは言えないというのが現状ではないかと存じます。

以上、事務方から補足的な御説明を申し上げます。

ありがとうございました。

○榛葉外務副大臣

飯田課長から説明がありましたが、現実はなかなか厳しいのかなということです。

他方で、先月の23日もこの税調で話しましたが、ピーク時、日本のODAは1兆6,000億円ありました。この15年間で自民党政権から下げ続けて、ちょうど半分まで来てしまいました。それで昨年、やっと玄葉大臣が、このままではいけないということで10億円盛り返しましたが、このトレンドが大事だと思うのです。

この資金ギャップをどうしていくか。我々はMDGs、そして、2015年からのポストMDGs、様々なターゲットがあります。ODAは我が日本の外交の正に柱ですから、要ですから、このギャップをどうしていくか。その資金を追加的に、持続的に、そして、予測可能

な財源をどうしていくかという問題は真剣に考えなければならない問題です。

他方、様々議論があるように、これは外務省だけではどうにもならない問題です。で、更に様々なところで議論を続けていくということが大事かと思えます。

以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、国際連帯税に関する御質問・御意見がありましたら、どうぞ。

○伴野国土交通副大臣

伴野です。

先般の発言以来、榛葉副大臣初め関係者の顔がちらつきまして、寝つきが悪くなっていますが、まず誤解のないように申し上げますが、榛葉副大臣が先ほど申し上げたことはそのとおりだと思います。MDGs 目標達成、ポスト MDGs に向けて日本が貢献しなければいけないということはそのとおりです。その点は逆に今まで以上にエールを送りたいと思います。そして、その開発資金を確保しなければいけないのもそのとおりです。しかし、ここはやはり、先般も申し述べましたように、地球住民として皆が考えることであって、これを航空業界に、航空会社に、あるいは航空産業界に求めるという、これは、私は正直言って、第三者的に、客観的に見て、余り筋がいいとは思えません。

これは、1つは、今でも航空会社は日本の公租公課が諸外国と比べても既に高い。その点でも競争力が非常に厳しい状況になっている中で更に追い詰めるのかという話がありますし、また、先ほども少し説明の中にありましたが、現在、欧米・アジア各国において続いていこうとしているところが余り見られないという、この現状からすると、やはり非常に航空業界の、今でも厳しい状況、更に厳しい競争の下に置くということで、繰り返しになりますが、開発資金をどこかで確保しなければいけないことは大いに共感を呼ぶものですが、それを航空業界にというのは筋が悪いと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

次に、峰崎参与をお願いします。

○峰崎内閣官房参与

この議論は、多分2つぐらいポイントがあって、1つは国際人道税で、この問題を最初に提起されたのは実は東京大学の金子宏名誉教授が問題提起されて、その具体化を最初にやったのがフランスの航空券連帯税なのだと見ている。

これは税制調査会の専門家委員会で、国際的な課税の在り方の議論の中でも金子先生をお呼びして、その際に、国と国との間の課税は、実は誰も今まで課税はできないという、つまり課税というのは主権国家がやっていたわけですから、それと国と国と

の間の取引、これは航空券だけではないです。例えば国際電話だって、国際物流だってそうだろうし、そういう意味で非常に、ある意味ではこれからも、この国際間の取引、とりわけネット取引などが広がっていくときに、これは一体、どう課税するのかということの大きな問題があると思うのですよ。

そこでやはり、取りやすいと言ったら変ですが、一番明確に国際間の人の移動、あるいは物の移動の中に、航空というところを、人の移動に着目して、しかし、これは自分たちの、国のために使うのではなくて、人道上のために使うということで、フランスは問題提起をしたわけです。

でも、本当は我々が政権交代した年にやりたかったわけですが、ちょうど JAL の問題が上がって、それどころではないだろうというので、そのときは実は消えたわけですが、世界的な観点から見て、ちょっと誤解があると思うのは、これは日本の航空会社だけではありません。要するに、日本を出発するところの、到着にするのか、出発にするのか、別にしても、やはり世界の国々どこにでも、日本から出る海外に向けての課税ですから、その点での国際競争力という点では、私は余り心配しなくても良いのではないかと。

ただ、日本発の数が多いのは間違いないと思うのですが、それでは、フランスのエアフランスがそれで危機に陥っているかといったら、そうではないわけです。だから、そういう意味で、私はやはり、これは単に航空会社の問題だけではなくて、例えば国際電話なり、いろいろな形でこれからやっていくということを考えていけばいいと思うのです。やがて、それが世界政府みたいなものができてくると、実はそこが課税をしていくという形で、国際的な民主主義というものがどう将来展開するか。これは何年先になるか分かりませんが、そういう意味での前段の、先ほど榛葉さんがおっしゃった ODA というものが日本で非常に落ち込んでいるが故にそれを進めるということ。

もう一つの問題は、やはり金融関係の取引に対する課税の問題で、昔、証券取引に対しては取引高の 1% 課税というものがかつて日本にもあったのです。それは利益を 5% と見て、その税率が 20% で、それで 1% 課税をやっていたことがあって、それが今の証券税制の税率 20% に変わってしまうのですが、そういう意味で、ある意味では取引が本当に、通常取引ならいいのですが、これが、トービntax ではないけれども、非常に投機的な取引へと展開していくという形で、しかもそれが、私は保険原理からしたらあってはならないように、自分が持ってもいない、他人の国家の債券に対して、いわゆる CDS などという商品を作って、そして売り崩して行って、その国の財政を攻撃していく、そういう攻撃などに対しては、私は非常にこういう取引課税は、攻撃的な投機の場合、税率をかなり高くしていくということは十分あり得ることだと思っています。

そういう意味では、世界の国際金融取引は、まだどこも余りやったところがありま

せんので、是非外務省にも、また金融庁にもお願いしているのは、やはりそういう世界的な動きと日本は連動して、アメリカやイギリス、カナダと言ったアングロサクソンが入っていないから日本はそれをやらないというのではなくて、EU 諸国と国際課税における連帯というのはこれからますます重要になってくると思うので、これは是非、きちんとしかるべき検討の場を作って結論を出してもらえればと思っています。

○大久保財務副大臣

国際金融の話が出ましたので、前川副大臣お願いします。

○前川内閣府副大臣

峰崎参与が、今、投機的な取引に関して言及されましたが、EU において金融取引税が検討されているのは、正に峰崎参与御指摘の点であろうと思います。ただ、EU の中でもイギリスやスウェーデン等々、ユーロを使用していない国は、この国際連帯税について反対をしていますし、アメリカ等々も同調する動きは見せていません。

前回も申し上げましたのでくどくどは申し上げませんが、やはり世界の主要国が足並みをそろえて実施しない限り、金融取引が他国に逃げてしまうという問題があると思いますので、榛葉副大臣もおっしゃったように、世界の国々の議論を慎重に見定める必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。

どうぞ。

○中野民主党税制調査会長代行

私も、この国際連帯税は推進派ですが、5 ページに書かれているいろいろな議員連盟もありますし、私も世界連邦国会委員会の会長をしておって、ここもこの前、国際連帯税推進協議会の皆さんと一緒に総理へも要請をしたのです。それで、今、国際会議に出るときにも、皆さんと事前に協議をしながら、国際社会へ発信していきましようというお話をいただいたりしているのですが、前川さんが言うように、国際社会の動きを注視するのはいいのですが、リードするという積極性をむしろ日本は持つべきではないかと思っています。

私は航空機よりも、今の情勢を考えると、やはり国際金融取引、また、通貨取引開発税の方がいいのではないかと思っていまして、今、言うなれば、この投機的な金融取引その他によって国際社会における格差がますます拡大をしている、そういう中で、その取引の一部をこの開発援助にまた活用していくというのは、むしろ、それはエチケットというか、義務ではないかとさえ私は思うのです。やはり国際社会の平和とか国際貢献とか、そういうことによって日本の存在感というのも高めてきたわけですし、そういう意味では日本が、むしろ日本独自でやるということもさりながら、やはり国際社会をリードしていく、そのための役割をいろいろな形で果たしていく、そういう

意味でこの問題に積極的に取り組んでもらいたい。

去年、おとしも党税調としても、この問題は、積極的に検討するから、去年はより真摯に、真剣に検討するまで変わって、今年は外務省がトップにというよりも、唯一、これを提起されたのは、私は外務省に大変敬意を表するところですが、是非、これこそ日本らしさを発揮する一つの動きでもあると思いますので、そういう視点で御検討いただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

それでは、近藤副大臣お願いします。

○近藤経済産業副大臣

経済産業副大臣として余り発言する予定はなかったのですが、大事な話なので一言申し上げたいと思うのです。

この金融取引税の話は、金融は幅広くて、商品取引とか様々あるわけですが、実体経済でも原油の価格が異常に高騰するとか、物の価格が異常に高騰する。要するに平たく言えば、暴走する資本主義みたいな世界の中で、大変な勢いで物の値段が乱高下というか、高騰していくという悪影響は、今、日本が一番いろいろな意味で受けているわけです。そういうものに対して、非常に難しい課題であることは百も承知の中で、全員がはまらなければ意味がないということも重々承知した上で、そうしたマーケットに対して何がしかの制御は、税の世界で研究する価値は十分にあるのだろう。

これが決め手と単純に申し上げるつもりもありませんが、しかし、国家としてそういういったものに対してどういうものがあるのか。やはり尋常でない乱高下が石油なり貴金属に、様々な分野に、それは株や金融取引以外でも、為替もそうですが、実態は影響を受けているわけですから、これは真面目に、真剣にというテーマであるということだけは申し上げたいと思っています。

以上です。

○大久保財務副大臣

次に網屋政務官、その後、前川副大臣に続きます。

○網屋財務大臣政務官

国際連帯税そのものの考え方を全く否定するものではありません。正にいろいろな、ODAの問題もそうだと思います。

ただ、先ほどおっしゃっていた金融取引の問題点は、実は投機か、投機でないかと定義ができる人はどこにもいない。これは例えば、今、おっしゃったようにボラティリティー、要するに乱高下が激しい。どこから先が乱高下が激しくて、どこから先が低いのですというのを定義することができない。例えば先ほど峰崎参与がおっしゃるように、そういったデリバティブ的などおっしゃるけれども、フランスは実は普通の株式の取得行為にまで0.2%をつけています。つまり、これは普通の会社に株を買うことまで税金をつけるとなっている。

だから、この定義というのをどういうふうに、確かにおっしゃるように、そういう本来あるべき姿のヘッジ機能である先物にいろいろな投機資金が入って、実体社会の利益を阻害している。これはそのとおりだと思うのですが、これをどうやって提携するかということ、やはり国際的に、ある程度、同じ基準を持って考えていかないと、その国だけがおかしくなるということはあるので、反対するわけではなくて、ここはものすごく慎重な議論をすべきだと私は思います。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

尊敬する中野先輩の、世界をリードすべきだということは私もそのとおりだろうと思います。ただ、貯蓄から投資へということで、この税調でも ISA に関してお願いをさせていただいていますが、なかなか投資の部分が伸びてこない。そして、株価も低迷している。そんな中で、東証の場合、外国人の割合が大変高い。そういう状況において、日本だけが突出して金融取引税を導入してしまうと、やはり外国人の取引等々が全て逃げてしまう。これは証券市場に対しても大変悪い影響を与えますので、その意味において、心は前向きに、しかし、やはり慎重に議論をしなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

余り時間がないので、確かに日本が先鞭を切るといふ、全世界同時にやればいいのではないかというのですが、こういうとき、なぜ EU は先鞭を切り始めたのだろうか。ただ、EU の動きと我が国の方向性が同じなら、一応、まず同じように先鞭を切って、私は、当初は税率ゼロでいいと思います。つまりゼロ税率でスタートして、国際社会がどういうふうに展開していくのか、あるいは投機の問題に関して言えば、どういう投機がなされるのか。日本だって、よく為替に市場介入するわけです。だから、あれと同じように、時の財務大臣なり、時の内閣総理大臣なりがどう判断して、それでは、この税率を上げることで投機を抑えることができるようにすればよいのです。

つまり、それは税収目的ではなくて、これは日本の経済に与える影響は余りに大きいという、その政治判断をして、後でまた国会に承認いただいて、それで税率を上げていくという、そういう予防的な準備というか、サーモスタットではないけれども、そういう自動制御装置みたいなものを組み込んでおかないと、先ほど近藤副大臣がおっしゃったように、1980 年代以降はとにかく経営者の方たちがどこに投資していいかわからないぐらい過剰な資本はあり、そういうお金がうようよしているわけです。今はたまたま国債にいつているかもしれないが、そういうお金が世界的に動き始めてきたときに、それをどう防御するかという仕組みを、私はこの税制上の対応というところ

ろで、きちんと取っておくべきだと思うのです。

網屋政務官がおっしゃったように、非常にテクニカルな、技術的に難しい問題はあるが、EU でどんな基準を作っていくのかということと連動しながら、そして日本は、EU が税率を定めていても、どういう発動の仕方をするかはまた日本独自に考える、こういう形で国際的な動きに日本も進んでいくべきではないかということをお自身は考えているということだけ申し上げておきたいと思います。

○大久保財務副大臣

中野代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

峰崎さんの意見に全く賛成です。前川副大臣、ちょっと言葉のあやだと思いますが、このことは、金融取引税がいろいろなものに致命的に悪影響を与えるということは、私は考えられない。また、それがあると想定されるなら、それは今、峰崎参与が言ったように、抑えながらやっていく、そのことが大事だと思います。

○大久保財務副大臣

榛葉副大臣、お願いします。

○榛葉外務副大臣

最後に、それぞれのお立場でそれぞれの御発言がありましたが、それでも総論賛成だという方向性は一致するところだと思います。当然、各論に入ればそれぞれの立場、また、それぞれの考えがあろうかと思えます。

ただ、たまたま今回は外務省が開発援助という切り口でこの金融取引税の話を出しましたが、先ほども説明がありましたが、フランスも開発は全体の 10% です。そもそも赤字財源の穴埋めをどうするかという話から出発した議論ですし、EU も税収のうち 3 分の 2 が EU で、3 分の 1 は各国で、しかし、その用途は限られていないということですので、たまたま今回は我々が提案をさせていただきましたが、この国際連帯税の話は、是非今後も議論を深めていただきたいと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

取りまとめの意見を言ってもらいまして、ありがとうございます。

それでは、次に行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

ここでも様々な論点がありましたので、国際連帯税についても引き続き、政務折衝の機会を通じて議論を行っていきたいと思います。

続いて、国際課税に移ります。国際課税に関しては、昨年の税制改正大綱を踏まえ、外国法人等に対する課税原則を帰属主義に見直す点について、税制当局での検討を進めているところです。様々な産業に対する影響を及ぼす可能性があることから、この

段階で現在の検討状況を報告させていただきたいと思います。

それでは、網屋政務官お願いします。

○網屋財務大臣政務官

ちょっとややこしい話なのですが「資料（国際課税）」というところを御覧いただきまして、1ページにありますように、国際課税に関しては金融庁からの改正要望というものがもともとありまして、平成23年度及び平成24年度の税制改正大綱で、非居住者及び外国法人に対する課税原則は、OECDモデル租税条約の2010年の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる総合主義に基づく従来の国内法上の規定を帰属主義に沿った規定に見直すことにつき、必要な法整備に向け、具体的な検討を行いますとされたところですが、現実的には帰属主義の形になりつつあるのですが、これを法整備をするということです。

2ページ目を御覧いただきますと、まず課題は、外国法人とか非居住者が日本の中に支店を持っている、いわゆる恒久的施設、これは Permanent Establishment、PE と呼びますが、こうした外国法人等に対して我が国がどのような課税をすべきかということになるのです。

この課税原則に対して2つの原則、つまり、今、申し上げた総合主義と帰属主義ですが、まず、その違いを説明させていただいて、昨年の税制大綱を受けて、現在、どのような検討が行われているかを御説明したいと思います。

この2ページの、まず現行法の基礎となっている総合主義が左側のところです。

分かりやすく、まず3ページ目を御覧ください。具体的にお話をしますが、つまり外国企業が得た、日本で発生した全ての所得に課税するのが総合主義で、したがって下を見ますと、日本の支店を全く通さずに、例えばここにあるように、外国の本店がそのまま直接我が国に例えば貸付けをして、その受け取った利息、つまりピンクの利子所得等というものについては、日本の支店に帰属する所得ではないが、国内で発生した所得だから、日本支店の国内の売上げによる所得と合算して申告せよというのが今の総合主義です。

ところが、今、見直しをしているという、この帰属主義は、日本支店に帰属する所得に対してのみ課税をします。先ほどの例で言うと、日本支店が全く関与しないで、外国の本店が直接、日本の企業に貸し付けて受け取った利息など、下の青の利息の部分については申告課税されない。そのかわり、逆に右側の、日本の支店が関与したものは全部課税されるわけです。ですから、単純に見ると日本の支店に帰属しない所得は課税にならないから税収が減るのではないかと思われる。もちろん、逆もあるわけです。

4ページ目を御覧いただきますと、今、現在、事務方とともに専門家の先生方との意見交換を通じて、この帰属主義への見直しに向けた検討をやっているところです。

時間の関係で、全部は言えませんが、まず（1）で、国際課税に関する世界的なス

タンドラードとされている OECD モデル租税条約が改定されて、この今の帰属主義に変わってきた。だから、これに準ずる形の法改正をしたいというのが1つあります。

それから、(4)の①の、先ほどの PE、恒久的施設のところですが、支店などの恒久的施設が本店から分離・独立した企業であると税制上擬制して所得や内部取引を認識することになるわけです。

5 ページ目ですが、今、申しましたとおり、新しい OECD モデル租税条約に沿った共通のルールを計算することになるので、本店所在地の国と、いわゆる Permanent Establishment、PE が所在する国からの二重課税という部分が減る。それから、逆にどちらの国からも課税されない課税の空白も減るということが1番目の目的です。

そして、2番目にあるように、租税条約は帰属主義に基づく規定となっているために、条約と国内法の整合性をとりたいということです。

この4ページの骨子に示された基本的な方向性にしたがって具体的な制度の設計の検討をしたいと思っています。経済界等々からもいろいろな、こういった要望もいただいていますし、皆さんの御意見を踏まえながら、様々な観点を総合的に勘案して検討を続け、今年度は難しいですが、来年度以降、このところで改正を目指して作業を続けていきたいと考えていますので、是非御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、国際課税に関する御質問・御意見がありましたら、挙手をお願いします。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

OECD のいろいろな流れの中で出てきたのだと思うのですが、ちょっとこれとは離れるのですが、Permanent Establishment を置いてやっている場合というのは分かるのですが、例えばネット販売で海外と日本との間のそういう国際的な課税関係は、どういうふうな扱いになるのですか。あるいは検討していることはあるのですか。

○大久保財務副大臣

網屋政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

例えば、現実的にアマゾンなどで、日本の楽天さんが向こうで買ったら安くなるのか、今、それについては議論の最中だと思います。これは現実的に、物理的に日本にあるというケース、よくあるのです。ですから、それはちょっと別の問題です。

○大久保財務副大臣

補足はよろしいですか。

○網屋財務大臣政務官

はい。

○大久保財務副大臣

他にございますか。

中野代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

国際課税は勉強すればするほど分からなくなっていて、非常に難しい制度だと思えますが、一言で言えば、国際的な条約だとか制度の下で、日本の企業が損をして、外国の企業だけが得するとか、お人よしにならないように、今、既に日本はお人好しの状況にあるのだと思うので、それをきちんと整理をするという視点をしっかり持って検討し、制度改正をやってもらいたい。できれば日本の方が一方的に得するというのが一番いいのだけど、そうもいかないのだから、せめて損をしないように、お人よしにならないようにしっかり目を配っていただきたいです。

○大久保財務副大臣

網屋政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

それはおっしゃるとおりだが、お金の流れとか、先ほどの話の、日本に特殊な業種が行っているとき、流れもあります。ただ、補足資料に国際課税というのがあり、その15ページにあります。少なくとも一番の問題は、租税条約を結んでいるところはスムーズに、お互い相互主義でいける。それでは、そうでないところはどうするか。これもまた実は問題は残るのですが、少なくとも、逆に言えば日本がガラパゴスにならないようにという部分もあって、やはり同じルールでやっていきましょう。当然、そこは総合的な部分で、凸凹はありますが、一番大事なことは二重課税にならないこと。それから、課税の空白で、こうやったら免れるというのができないことというのが一番のポイントだと理解しています。

○大久保財務副大臣

次にいってもよろしいでしょうか。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

もう一点ですが、15ページの図を見てくださいますか。また改めて記憶に浮かんできたのは、つまりタックスヘイブンの国ですね。そういった国々と取引をして、取引は国際的に自由だというのは、それはそうなのですが、タックスヘイブンを通じて、お金の流れがどうも、マネーロンダリングされたり、租税回避に使われているようだ。そういうことを法的に罰したりなどすることはできないとしても、どういうところの企業がどういう取引をこういうところではやっているということは、そういうタックスヘイブンの国を利用してやっているということの事実を公表する必要があるのではないか。

最近『タックスヘイブンの闇』という本を読んで、アメリカやイギリスが事実上、

言ってみればシティが中心になってマン島やケイマン諸島といったところにお金を流したり、要するに世界的に彼らは中心になってやっているのです。そうすると、先ほどの得する、損するではないのですが、どうも、一国民の立場からすると、そういうタックスヘイブンを、この際、しっかりとあぶり出していくというか、リヒテンシュタインとかそういうところがドイツとの間で、課税しないでもいい名簿を出すとか、出さないとかという議論をやったりしています。スイスもアメリカとの間でやり始めました。

だから、そういう意味で、日本の課税当局も、私はそろそろ、そういうことをしっかり出さないと、本当に正直に国内で課税されている人たちだけがばかを見て、実はそういったところで大きな金額が節税策として使われたりマネーロンダリングされている。これは今後の課題として、是非少し検討を深めてもらいたいという要望をしたいと思います。

○大久保財務副大臣

この点に関して、網屋政務官お願いします。

○網屋財務大臣政務官

簡単に申し上げます。

現実的には、おっしゃるとおりの部分もあり、タックスヘイブンのところとのいわゆる透明化の議論というのは進んできているところです。これは世界的な、テロの問題が出てから、かなりその問題がクローズアップされてきている。

ただ、御存じのとおり、日本の場合はタックスヘイブンと認められるところ取引がある場合には、こちらの法人税と同じ差額を取るようなルールももちろん作っていますし、それから一番の問題は、そこに隠れているような情報をどうやってちゃんと出してくれるかということだと思っておりますが、それについては各タックスヘイブンのところと、統一したルールはないので、議論を進めていると御理解いただければと思います。

ただ、おっしゃるとおりの問題というのは、追いかけてこではありますが、やはり常にフォローしていかなければいけないと思っております。

○大久保財務副大臣

それでは、よろしいですね。次に行きます。

国際課税についても、本日の議論を踏まえまして、引き続き関係する省庁の御意見もよく伺いながら検討を行い、具体的な検討が済んだ段階で改めて御報告し、審議をいただきたいと思います。

次に、延滞税の見直しについて、これまでの経緯、今後の議論のポイントを御紹介したいと思います。

網屋政務官、石津政務官の順番で、簡潔に御説明をお願いします。

○網屋財務大臣政務官

それでは、「資料（延滞税等の見直し）」のです。

まず、1 ページを御覧いただきまして、政府の税調においては現下の金利状況にかんがみ、延滞税が高過ぎるのではないかという議論がありました。平成 24 年度税制大綱で、延滞税の在り方について検討するという旨が記載されましたが、先般 3 月 30 日の税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応として、延滞税の利率を含めた負担の見直しについては税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における金利の在り方、事業者の負担等を考慮し、平成 25 年度税制改正時に成案を得ると閣議決定をされたところです。この延滞税の見直しに当たっては、現在、有識者の方々から専門的な観点からのお考えをお聞きしているところです。

これらを踏まえて、本年の税制改正では延滞税の利率を含めた負担の見直しを検討する必要があります。延滞税については現下の低金利の状況を踏まえて、特例にてその利率の引下げで見直すこととしてはどうかと考えていますが、同様に類似の制度である利子税、還付加算金も同様に水準を見直すべきではないかと考えています。

本日はそれぞれの制度の概要の見直しの視点について説明の上、御議論いただき、御議論を踏まえた上で後日、延滞税の見直しの具体案について、この税調に御報告をしたいと思っていますので、制度の見直しと概要の見直しについて事務方から御説明をさせていただきます。

○中村財務省主税企画官

細目を補足説明させていただきます。

2 ページ、延滞税の概要を御覧ください。延滞税は「延滞税を課される時」の項に書かせていただいておりますが、法定納期限までに国税を納付しない場合に課される税です。上の四角にありますとおり、これは法定納期限を徒過した場合のペナルティであるとともに、法定納期限を遵守させるインセンティブになっています。延滞税の割合は年 14.6% となっています。更に当初 2 カ月間の場合には段階的にインセンティブを付する観点から、半分の 7.3% の水準としています。この 7.3% については特例で公定歩合 + 4% としており、現在は 4.3% の割合となっています。

一番下ですが、災害等の場合の、納税猶予の適用がある場合には延滞税は全額免除、また、事業廃止等のような場合には延滞税は半分免除、すなわち 7.3%、現在は同様に特例で 4.3% の水準となっています。

3 ページ、見直しの視点を御覧ください。2 つ目の○ですが、先ほど政務官から御発言があったように、閣議決定に基づき延滞税全体について現下の低金利の状況を踏まえ、特例的に引下げを検討することとしてはどうか。他方で延滞税の水準が低過ぎると、他の金利水準との関係もありますし、納付を促す効果が減じてしまうおそれがあるのではないかと。

3 つ目です。延滞税の 14.6% の率については、期限内納付した者との公平を図るための利息部分と、早期納付を促すための部分に区分して考えて、前者の約定利息部分

について見直す必要があるのではないか。

4つ目の○です。法定納期限後2カ月内の金利は、段階を付して早期納付を促すこととしている趣旨を勘案して見直すべきではないか。

5つ目の○です。納税の猶予の場合については、本措置が約定利息的性格であることを踏まえて、現行の特例水準を見直すべきではないか。

最後の○です。ややテクニカルですが、ベースとなる金利についても所要の見直しを行うべきではないかといった視点をお示ししています。

4ページ、これも先ほど政務官から御発言がありましたとおり、延滞税と関連ある制度である利子税と還付加算金の概要です。利子税とは延納や申告期限の延長など、納付期限が延長され、履行遅滞とはなっていない場合に課せられるもので、本則では7.3%の割合、これも特例で現在4.3%となっています。

他方で還付加算金ですが、今まで御説明した延滞税、利子税は納税者が国に払うものですが、逆に一定の場合、国から納税者にお支払いするもの、これが還付加算金になります。これもその割合は利子税と同様に7.3%、現在特例で4.3%となっています。

5ページ目がこれら利子税、還付加算金の見直しの視点です。延滞税の約定利息部分について金利情勢を踏まえて特例的に引き下げることに伴い、利子税についても引き下げることとしてはどうか。同様に還付加算金も引き下げることとしてはどうかとの視点をお示しさせていただいています。

最後にその他の項目です。14.6%という割合は何らかの納付遅延があった場合、民間あるいは他の公的制度でも多く利用されています。今般の見直しに当たりましては関係各省と事務的に協議をさせていただいておりますが、今後とも引き続き連絡をとりやっていきたいと考えております。

また、納税の猶予についても、これが適切により広く活用されるよう、その在り方も今後検討が必要ではないかという視点を最後にお示しさせていただいています。

以上です。

○大久保財務副大臣

地方税に関して、石津政務官より説明をお願いします。

○石津総務大臣政務官

国税における延滞税等の見直しにつきましては、ただいま網屋政務官、財務省当局から御説明がありましたけれども、地方税の延滞金等についても同様に見直すこととしてはどうかと考えております。

平成24年3月末の閣議決定等に基づき、25年度改正で成案を得る必要があるといった見直しの背景や視点は、国税と共通でございます。また、地方税の延滞金等の概要につきましては、お手元に「資料（延滞金等の見直し〔地方税〕）」という表題の資料でまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

1ページに下線を引いておりますが、納付期限が来てから督促状を送付しなければ

ならない期限が国税と地方税で異なることから、延滞金が7.3%の割合で計算される期間が国税は2カ月であるのに対し、地方税では1カ月という違いがございます。それ以外は国税と同様ですので、後ほど御参照いただければと考えております。

また、5ページでございますが、地方自治体からは特に還付加算金について利率の見直しを求める御意見がございます。

説明は以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

以上、延滞税の見直しについて御質問・御意見がある方、挙手をお願いします。

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

前川です。

結論から申し上げますと、14.6%は高過ぎると私は思います。

財務省の資料の、例えば3ページの上から3つ目の○のところ、あるいは2ページの一番上の括弧で囲んだところ、この14.6%があるから法定納期限を遵守させるインセンティブになっている。こう書かれているのですが、確かにいついつまでに税金を払わなければいけないと分かっているが、こちらに使おうかという人にとっては、14.6%というのはインセンティブになるかもしれませんが、税法が変わりました、あるいは税法の細かなことは知りませんでした、税金の計算を間違っていました、何年か経って調査を受けました、修正申告させられました。その場合にも14.6%、これが本当に公平なのかということを是非考えていただきたいと思います。

それと、資料についてケチをつけさせていただきますが、財務省の資料の参考資料の6ページ、利息制限法の上限金利が20%となっておりますが、利息制限法が最近改正されたとは私は知りません。利息制限法の上限金利は100万円以上は15%、100万円未満は18%、10万円未満が20%、ここは正確に書くべきだと思います。

財務省にお尋ねしたいのですが、武富士の息子と相続税か贈与税の裁判をやって負けました。あのときに還付加算金だけで100億円か200億円か召し上げられたと思うのですが、やはりあれの悔しさというものを是非どうお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

それと石津政務官に申し上げたいのですが、地方公共団体が還付加算金の税率が高いから見直せと。そう言うのであれば、それはやはり延滞税についても見直せというふうに意見を出すべきだと私は思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

前川副大臣の質問に対して事務方、財務省からまず答えてください。

○中村財務省主税企画官

お答え申し上げます。

第1点目に、いろんな事情があるので14.6%というのは高過ぎるではないかという御指摘がありました。御指摘のとおりだと思います。1つは、説明いたしましたが、段階的に2カ月の間は低い金利を付すという話と、更に最後に駆け足で恐縮でしたが、一定の期限を徒過しても納税意欲がある者、あるいは誠実な者については納税の猶予という制度があり、その制度の要件が厳格ということもあります。これはもう少しお時間をいただいて、そういう誠意のある方等がより使い勝手のよい制度にしたい。これも今、事務的に検討させていただいているところです。

2点目、資料については遅延損害金の例ということでお示しさせていただいています。利息についてはおっしゃるとおり、元本に応じて段階を付されていますが、この資料は遅延損害金ということで御理解をいただければ恐縮です。

○大久保財務副大臣

主税局長、お願いします。

○田中財務省主税局長

個別の課税事案なので私が答えるのが適切かどうか分かりませんが、国会でも答弁している話ですので、細かい資料を今、持っておりませんが、記憶によりますと御指摘の貸金業者に絡む件は最高裁で東京国税局の判断が敗訴したということですが、この論点は住所をめぐる論点で、国内に住所があるか海外に住所があるかということで、1年間に一定の日数海外にいたことについての判断です。

最高裁はそういうことでしたが、確か地裁だか高裁だかでは当局側が勝っております。この制度は実は制度改正が行われており、裁判の事案になるものが、そういう行為が行われた後については制度改正が行われていて、現在はそれについての疑義が生じないような形になっています。裁判の判断ですからそれについて当局側が当然それを尊重するしかないと考えています。

○大久保財務副大臣

この点は是非、前川副大臣に別途説明してください。

○前川内閣府副大臣

まず、インセンティブの点ですが、今、言っているのは意識をして故意に税金の支払いを滞っているものに対しては14.6%は機能するかもしれないが、過失で、あるいは無意識で税金を支払っていない者に対しては、これは支払猶予の制度もくそもないわけですから、全然役に立たないということです。

私は武富士の息子の話をしたのは、裁判のやり方が下手だったとかそんな話をしているのではなくて、高利でもうけた遺産に対して、また高利をつけて返してやった。その高利というのは14.6%だった。利息制限法の上限金利程度を払ってしまった。それが悔しくないのですかという話です。くどくどした話はもう結構です。

○峰崎内閣官房参与

脱税の終わった後に重加算税というものがあるのですが、これは利子税に変わっているのかもしれない。そうすると下がってくるということは重加算税も基本的に同じように下がってくるのか。ちょっと法体系が違うのかなと思ったりもするのですが、そのあたり重加算税について私は新聞報道を聞くたびにもう少し重くしてもいいのではないか、脱税という大変な犯罪を犯したことに對して税が軽いのではないかと思いつながらいつも聞いていたものですから、これに関連して重加算税も下がっていくのだったら、そこは離れた方がいい。

○大久保財務副大臣

ちょっと整理しますが、まず前川副大臣の石津政務官に対する質問がありますから、それを答えてもらって、その後、峰崎参与の質問。

○石津総務大臣政務官

貴重な御意見として承らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○大久保財務副大臣

網屋政務官、どうぞ。

○網屋財務大臣政務官

まず誤解がないように。今回見直しを申し上げているのは 14.6%が高いだろう、世の中の金利から考えてこれはべらぼうだということなので、変えなければいけないという議論をしています。そうすると、そもそも 14.6%もしくは最初の 2 カ月部分の 7.3%についてどういう経緯でそれが設定されたのか。そういったところの議論を踏まえてどういうふうにすればいいか。これが趣旨で、当然それならば、これを下げるのであれば還付加算金についても見直しをするのが当然だろう。これが基本の考え方で、世の中の今の金利状況とかいろんなものを踏まえて考えるべきだろう。

恐らく重加算税の問題は明らかなペナルティなので、考え方としてはちょっと違う考え方だと思いますので、ここで議論してしまうと時間がないので、ただ、おっしゃる疑問点については事務方とまた相談させていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

次に行ってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

それでは、本日の活発な議論も踏まえまして、引き続き検討を行い、具体的な見直し案について改めてこの場で御報告し、審議をいただきたいと思います。

続きまして、最後の議題となりますが、その他要望にない項目等について、網屋政務官、石津政務官より順番に御説明をお願いします。

○網屋財務大臣政務官

その他要望にない項目等ということで、資料を御覧いただきたいと思います。

目次を御覧ください。記載している項目は各省庁から要望がないもの、納税環境の

整備を推進する等の観点から、税務当局として検討中のものです。項目も多く時間的制約もあり、前回も税制一つ一つやったら、全部聞かなくていいというコメントもありましたので、幾つかポイントに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

1 ページは①～⑨が各税共通と所得税関係。これについては納税者利便の向上等の観点から税務手続の整備など、現行規定の整備を図るというものです。

2 ページ、⑩が一番下にあります。国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化。先ほども少し議論があった話にかなり近い話ですが、相続税、贈与税については財産を取得する者が日本国籍を有しない場合、日本国内財産のみが課税対象とされていますが、このことを利用した租税回避も想定される。一定の範囲については国外財産も課税対象とする見直しを検討してはどうか。これは他の国でもそういうことをやっているケースはかなりたくさんありますので、同じベースで海外に逃げたからといってそれはやらないというのはおかしいだろうという議論です。

3 ページ、⑪～⑮の法人税関係ですが、これについては制度の趣旨の明確化のための税務手続、所得計算方法の整備、課税の適正化及び租税回避防止のための規定の整備を図る。かなり細かい話ですので、ここは詳細は省略させていただきますが、そういうことを目的としているというふうに御理解をいただきたいと思います。

4 ページ、⑯、⑰は酒税とかたばこ税については、通関時の納税手続の簡素化の観点から期限延長をするものであり、これは毎年措置しているものです。

国際課税は先ほどもございましたが昨年の税制改正での部分で、一部徴収共助及び過大支払利子税制に関する規定について技術的な見直しを行いたい。これは過少資本税制との適用関係だとか結構いろいろややこしい話ですが、そういったものについて見直しをしたい。

⑳はその他の納税環境整備として、税理士制度については昨年の税制改正大綱にのっとり検討を進めていくというところで、今のところは見直しをしようというところでございます。

以上ですが、もし御要望があればまた追加的には事務方からも御説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

事務方はよろしいですね。

それでは、石津政務官お願いします。

○石津総務大臣政務官

地方税におきましても各省庁から要望がないものの、国税と同様の趣旨などから平成 25 年度税制改正で税制当局として措置すべきと考えられる事項について、お手元の資料、「その他要望がない項目等（地方税）」を取りまとめさせていただきました。

1 ページの①及び②は、昨年度の大綱において検討事項として記載された項目でご

ございます。

①の生命保険料控除等の政策的な控除につきましては、平成 24 年度大綱におきまして個人住民税の地域社会の会費としての性格や、地域主権改革の推進等の観点等を踏まえ、そのあり方を検討することとされております。

個人住民税につきましては、税の基本的性格から政策的な控除は原則として導入しておらず、また、生命保険料控除等により毎年 1,600 億円以上の多額の減収額を地方団体に生じさせていること等を踏まえ、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えております。

②の事業仕分け対象独立行政法人等に係る固定資産税等の見直しにつきましては、平成 24 年度大綱におきましては平成 25 年度税制改正において検討を行うことと、このようにされてございます。

新たな法人制度を定めた独立行政法人通則法の一部を改正する法律案などが、さきの通常国会に提出されましたが、継続審議中となっております。そして、この法律案を踏まえつつ、各省庁において個別の独立行政法人の組織の見直しにつきましても、現在検討中でありますので、特例措置の見直しについてもこれらを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に③～⑦の各税共通及び個人住民税関係につきましては、納税者利便の向上や課税の適正化等の観点から、現行規定の整備を図るものでございます。

3 ページ、⑧～⑨の法人事業税関係につきましては、規定の明確化や課税の適正化の観点から、所要の措置を講ずるものでございます。

⑩の事業所税関係につきましては、課税団体の人口判定の基準日である住民基本台帳関係年報の調査基準日の変更となることに併せまして、規定の整備等を図るものでございます。

以上が説明でございますが、不明な点があれば事務方に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

以上、網屋政務官、石津政務官の説明に対して御質問・御意見がありましたら、挙手をお願いします。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

技術的なことなので、もしかしたら私の思っていることと違うのかもしれませんが、国税の法人税関係のところの⑬民事再生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入限度額の見直しというのがあるのですが、JAL のこの間の再生のとき、私も驚いたのですが、これが欠損期間 9 年間だったのでしょうか、ずっと利益全額法人税収がかからない。損金部分が、その部分と関連しているのか関連していないのか、

そこだけ聞きたいです。

○大久保財務副大臣

これは事務局的な話ですから、事務方お願いします。

○鎌水財務省税制第三課長

税制三課長です。

今の御質問ですが、JALの案件とは関係ありません。要は会社更生の場合と民事再生の場合で適用のやり方が違った結果、税額に差が生じてしまうという不都合な部分があるので、そこを適正化するだけの措置です。

○大久保財務副大臣

他にありませんか。

それでは、これらの項目についても引き続き必要に応じて関係省庁と調整を進めさせていただき、具体的な検討が進んだ段階で改めてこの場で御報告し、審議をいただきたいと思えます。

本日の議題は全て終了しましたので、本日の会議は以上で終わります。

その前に、中野会長代行をお願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

税調で申し上げることかどうかわからないが、先般、国際課税の問題だとか複雑多岐にわたることがこれからどんどん増えてくる。そういう中で公務員の人員削減というテーマと、私は行革の調査会長もやっているの、私は減らす方の話しをしなければいけないが、国税職員の皆さんの大変な労働状況を見ると、これは税制の抜本改革をやるときに、あれでいいのかなという疑問を持っていますので、この話題ではないかもしれないが、一度そこは十分考えることが必要かなと思えます。

○大久保財務副大臣

しっかりと受けとめたいと思えますが、別のところで議論していただきたいと思えます。

それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。

記者会見は5分後に行います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。